

（仮称）多摩市障がい者差別解消条例（素案）に関するパブリックコメントでいただいたご意見に対する市の考え方

実施期間：令和元年12月23日（月曜）～令和2年1月24日（金曜）

意見数：提出者6名（直接持参1名、意見投函箱3名、電子申請2名）、意見数13件

番号 該当箇所	意見	市の考え方
1 タイトル案	障害者の差別解消条例であるため、タイトルの副題に「障害者の差別をなくすための多摩市の条例」と入れて欲しい。	多摩市における例規の運用では副題を設けることは行っておりません。また、ご意見いただいた趣旨はタイトル案（本条例の名称）として考えている「多摩市障がい者差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」という名称の中で示しているため、原則このままの条例の名称としていく方向で考えています。
2 タイトル案	変更案「障がい者差別をなくし共に安心して暮らすことのできる多摩市まちづくり条例」 理由：タイトルの内容は良いが、多摩市が頭にあると、多摩市障がい者差別という区切りととれ、多摩市を後に持ってきた方がよいのではないかと。	多摩市における例規の運用では、例規名の冒頭に「多摩市」と入れることとなっているため、そのような対応とさせていただきます。

<p>3 ぜんぶん 前文</p>	<p>①「生活の様々な場面で差別と感じたり」→「生活の様々な場面で差別され」に変更。理由：差別を感じるという言葉では、差別が厳然とあるという事実がぼやけてしまうため。</p> <p>②「その生きづらさや困難さは一人ひとり異なり、移動、買物、遊び、住まい、就労、医療、教育、防災、意思疎通などのあらゆる場面で社会が原因となって生じています」→「障がい者が地域で生きるとき、移動、買物、遊び、住まい、就労、医療、教育、防災、意思疎通などのあらゆる場面で、社会のバリアが原因となって生きづらい状況が生じています。」に変更。理由：元の文は分かりにくいいため。</p> <p>③上記②の一文の後に、「多摩市としては、障がい者が差別と感ずることそのものをなくしていきたいと考えています」を追加。理由：これまで調査や会議なども踏まえ、事務局から話されてきた、「直接的な差別やバリアだけでなく、障がい者が差別と感ずることも差別ととらえて解消していきたい」という多摩市の意気込み(姿勢)を明確に書いた方がよい。</p> <p>④「社会を構成する私たちは」→「私たちの生活する社会では」に変更。理由：「社会を構成する私たち」に、障がい者は入るのかという疑問がある。その上、社会を構成するという言葉も難解なので、変更した。</p> <p>⑤「誰もが健やかで幸せを実感できる健幸都市を目指しています。その理念と多摩市の障がいのある方々の思いの下に」→「健幸都市を目指し」に変更。理由：健やかで幸せと健幸は同義の繰り返しである。この部分は短く簡潔な方がよい。</p> <p>⑥「誰もが暮らしやすい共生社会をつくる第一歩として、この条例を制定します」→「誰もが暮らしやすい共生社会をつくるために、この条例を制定します」に変更。理由：この条例は、一歩にとどまることなく、差別解消を実現することを目的としている。</p>	<p>これまでの議論の趣旨が変わらない範囲で、いただいたご意見を踏まえ、細かな文言について整理し検討いたします。</p>
----------------------	--	--

<p>4 第3条 基本理念 第3号</p>	<p>「差別は虐待及びいじめの要素を含む可能性のあることを踏まえ」の「要素を含む可能性」という言い方は非常にわかりにくいので、「差別は虐待及びいじめを引き起こす可能性のあることを踏まえ」に修正してほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり分かりにくい表現であったため、いただいたご意見を踏まえ分かりやすい表現に整理し、修正させていただきます。</p>
<p>5 第4条 市の責務</p>	<p>2、4、5項の結びが「いずれも努めるものとする」となっているが、市の責務であるにもかかわらず努力義務規定になっていることに違和感を感じる。特に4、5項目は、条例上、施策の策定や実施、財政上の措置に関わる重要な部分なので、義務規定にすべき。</p>	<p>第2項については、ご意見いただきましたとおり義務規定に修正いたします。 第4項については、様々な立場の方から意見をいただくこととなるため、1つの事柄に対して異なる意見があることも想定されます。それらすべての意見を施策に反映することは難しいため、努力義務規定のままとさせていただきますが、様々な意見を受け止め、最大限施策に反映できるよう取り組んでまいります。 第5項については、予算編成はその時々々の行政運営の中で優先順位をつけ、総合的に判断されるものであるため、要望した予算を確実に確保することができないということもあり得ます。それでもできる限り予算を確保できるよう努めるため、努力義務規定とさせていただきます。</p>
<p>6 第14条 障害及び障がい者に対する理解の促進 第3号</p>	<p>内容的には第14条(障害及び障がい者に対する理解の促進)に入れるよりも、第15条(共生社会の実現に向けた取組)に入れる方が相応しい。また、文言についても「障がいのある人となない人がお互いの理解を深めるよう、幼少期からの交流の機会の拡大及び充実を図ること。」ではなく、「障がいのある人ない人がお互いの理解を深めるよう、幼少期から共に暮らし、共に学ぶ機会の拡大及び充実を図ること。」と変更してほしい。共生社会実現に必要なのは、限定的な交流をすることではなく、まさに共に生きるという環境だと考えるからだ。</p>	<p>第14条・15条ともに、「第4章 共生社会の実現に向けた基本となる施策」として位置付けていますが、その中でも障害理解の促進については共生社会を実現するための核となり、内容も各号に分かれるボリュームとなるため、理解促進を目的とした取組は1つの条(第14条)としてまとめた経緯があり、第3号についてもこのままとさせていただきます。 また、第14条第3号の後半部を「幼少期から共に暮らし、共に学ぶ機会の拡大及び充実を図ること」に変更してほしいというご意見について、ご意見のとおり、共生社会の実現のためには、「共に生きる環境」をつくるのが大切です。一方で、現状として、地域の中で障がいのある人となない人がお互いにどのようなことに課題を感じ、どのように接するべきかなどについて理解が深まっていない中では、まずはお互いを知らず知らずのうちに交流の機会を積極的に設けていき、そこからさらに進んだ共に生きる環境を醸成していきたいと考えています。</p>

7	<p>第15条 共生社会の実現に向けた取組</p>	<p>共生社会の実現に向けた取り組み第15条について。インクルーシブ教育の理念をぜひ条例に反映させてほしい。特に就学先の決定については、保護者や当事者の意向が尊重されているとはいいがたい現状があると認識している。ついでには共生社会の実現のために「障がい児の就学先の決定については障がい児や保護者の意向を可能な限り尊重すること。」「障がい児は可能な限り地域の学校に就学し、必要な支援を受けること」等を条例で明文化してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、第15条第1号「障害の有無にかかわらず、全ての市民が個々の状況に配慮した教育を受けられるよう必要な措置を講ずること」において既に反映しているものと考えます。市民委員会等での議論でも、インクルーシブ教育を基本とするべきという意見が挙げられてきましたが、その一方で、特別支援学校等における教育も必要という意見もいただいています。現在も本人・保護者の意向を踏まえ、本人にとってより良い就学先を決定しています。</p>
8	<p>第15条 共生社会の実現に向けた取組 第4号</p>	<p>障害の特性に応じた意思疎通手段として、手話、点字、音声、わかりやすい表現、が挙げられている。なぜ、文字が含まれないのか。聴覚障害者に対して手話が想定されているのだと思うが、手話を使用しない聴覚障害者の特性に応じた意思疎通手段は、筆談や要約筆記といった文字によるものである。(4)にはぜひ、文字、という文言を加えてもらいたい。</p>	<p>手段の一例として「手話、点字、音声、わかりやすい表現等」と表記していましたが、市では要約筆記者の養成や派遣事業も行っており、市民や事業者の方に分かりやすく伝えるためにも「文字」を追加します。</p>
9	<p>その他</p>	<p>グループホームなどの障害者施設が住民の反対で建設できなくなったり、建設予定地の変更を余儀なくされたりしたケースが新聞で話題になった。障害者差別解消法は国や自治体に対し、障害者施設を認可する際は周辺住民の同意を求めず、住民の理解を得るため積極的に啓発活動するよう付帯決議で定めているものの、こうした事例は後を絶たない。そこで新たな条例ではこれらを「社会的障壁」であると定義し、「障害者施設を認可する際は周辺住民の同意を求めることはない」と明文化。さらに紛争が起きた場合は市がその責務として主体的に解決する責任を持つと条例に定めてほしい。</p>	<p>この条例は、障がい者差別を解消するための取組について大きな方向性を示す条例としています。市が目指す共生社会は、個別の事象に対して強制力を持たせる条文によって実現するのではなく、差別の禁止や合理的配慮を義務とする中で、障がい者や障害に対する理解が地域で醸成され、実現されていくものと考えます。条例によって障がいのある人となない人の対話が増えていくことで、社会的障壁となっている障がい者への無理解・偏見を解消し、グループホームや障がい者施設が建設に対する反対が起こらない地域づくりに取り組んでいきたいと考えています。意見の対立については第8条から第12条において定め、調整、解決する体制を整備します。</p>

10	その他	<p>全体として、より市民にわかりやすい言葉を選ばれ、作成されたと思いますので、よくまとまっているのではないかと思います。もう少し具体例を含めた内容が多かったらわかりやすいのではないかと思います(具体的内容が少ないと感じました)。</p> <p>『1つのケース』について、(障がい者)というだけではなく、その人に「家族がいるケース」、「1人のケース」、「母子家庭のケース」、「病状についての違い」など… etc。もう少し個別のケースが書かれていたらもっとよかったです。おは。</p>	<p>この条例は、障がい者差別を解消するための取組について大きな方向性を示す条例としています。個別のケースとして挙げていただいているかぞく(家族)形態の中でも一人ひとり状況は異なるため、ケースを普遍化し条文に示していくことは難しいと考えておりますが、この条例の施行によって、障がいのある人となない人がお互いに対話をする機会が増え、相手の状況を理解する環境につながっていくと考えています。</p> <p>なお、「病状についての違い」については、多摩市が障がいのある方々とともに作成した「心つなぐ・はんどぶっく」という冊子の中で、障害種類ごとの特徴や必要な配慮を紹介しています。このハンドブックの配布により障害理解の促進を図っており、条例の制定も含めてより一層の理解啓発に取り組んでまいります。</p>
11	その他	<p>この条例は、障がい者に対する差別をなくすためのもの。当然、障害を持つ人への配慮が必要。パブリックコメントを募集するにあたり、例えば、聴覚障害があり、日常のコミュニケーション手段が手話の人たちは、自分の意見をまとめたり、発言したりする際も、手話でなければ、思ったことを十分に伝えられないと思う。パブリックコメントを手話で提出することはできないか。</p> <p>また、知的障害等がある人も、記入用紙に文章をしてまとめることは難しいのではないかと。電話や口頭ではパブリックコメントとしては認めないとのことだが、この条例については、それでは不十分(当事者の意見を吸い上げられない)と思う。今すぐには無理(今回のパブリックコメント募集ではできない)というのであれば、今後、そのような発想・考え方で募集方法を検討していただければありがたいです。</p>	<p>今回のパブリックコメント募集に関し、「障害特性等による配慮を希望される場合は障害福祉課へご相談ください」という案内を付しており、個別の事情に配慮した対応をすることを想定していました。広く市民意見を受け付けられるよう、いただいたご意見を踏まえ、今後の募集方法を検討していきたいと考えます。</p>

12	その他	<p>条例は、障害を持つ人々への差別をなくすことを目的としたものであり、合理的配慮を謳っています。市は合理的配慮を提供する義務があるとのことですが、その配慮が必要な場合として、第3章、第7条(2)に「意思疎通を図るとき、または不特定多数のものに情報を提供するとき」とあります。パブリックコメント募集はまさしく、不特定多数の市民に、条例案という情報を提供しているものです。さらにその情報をもとに、意見を求めています。</p> <p>情報を伝えようとするのであれば、障害特性に応じた配慮(方法)があるはずですが、今回、条例素案やパブコメ募集の方法において、例えば点字版、音訳版などは用意されているのでしょうか。この2つは必須だと考えます。さらに、手話動画版も作成してほしいと思います。</p> <p>また、ルビ付き版が知的障がい者等への「わかりやすい版」と考えられているのかもしれませんが、ルビを振っただけで理解できるとは思えません。表現そのものを、お役所言葉ではなく平易なものにした「わかりやすい版」の作成もあつたらよいと思います。</p> <p>もう1つ、パブリックコメントを提出する方法としてファクシミリがありますが、ファクシミリで提出する人の中には、聴覚障がい者がいるかもしれません。それなのに、送信後、要電話連絡、というのはどういうことなのでしょう。</p>	<p>点字版・音訳版についてはご用意できておりませんが、配慮が必要な場合は障害福祉課にお問い合わせいただくようにしていました。</p> <p>ご提案いただいた内容につきまして、全てをご用意することは難しいこともあると考えておりますが、パブリックコメントに関する情報の提供及び意見の募集方法について、そのあり方を合理的配慮の観点から庁内で検討していきたいと考えています。</p> <p>また、ファクシミリ送信後に要電話連絡としていた理由として、送信間違いによる漏れがないように記載をしておりましたが、ご意見いただいたとおり、聴覚障がいの方に配慮しファクシミリ送信後の確認方法を見直します。</p>
13	その他	<p>45歳で脳梗塞で倒れ、右まひで手が思うように動かさず、お財布からお金を出すのに苦労しているのに後から文句を言われたことがありました。</p> <p>差別を受けたような気持ちになり死のうかなって考えたこともあります。こういうことってなんとかなりませんか？脳梗塞の病気のことを知ってもらえたらと思いません。この病気、いつだれがなるかわからない病気です。大変な病気なんです。誰かに分かってもらいたいのので書きました。(一部要約)</p>	<p>病気の後遺症等により後天的に障害が生じることを含め、障がいのない人も障害を他人事と捉えず、無知・無理解による差別や偏見をなくしていけるよう、障害理解の推進に取り組んでまいります。</p>